



2 委員会は、前項第一号に掲げる決定を行おうとするときは、あらかじめ、農林漁業者その他の関係者の意見を聽かなければならない。

3 委員会は、第二十二条第一項第一号に規定する支援対象事業者及び同項第二号に規定する支援助対象事業活動の状況の適切な評価を行い、その結果を第一項各号に掲げる決定に反映させるものとする。

4 委員会は、第一項第一号から第三号までに掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

**第十六条** 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3 委員には、農業、林業又は漁業に関して専門的な知識と経験を有する者が含まれるようにしなければならない。

4 委員は、取締役会の決議により定める。

5 委員の選定及び解職の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 委員長は、委員会の会務を総理する。

9 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

**第十七条** 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第九項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現在在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

**第十八条** 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求が示したものの閲覧又は謄写の請求ができる。

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求ができる。

三 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機関に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、前二項の許可をすることができる。

5 会社法第八百六十八条规定(第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一條本

文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本条文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

**第十九条** 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときは、同様とする。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

**第二十条** 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

3 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を証する書面を添付しなければならない。

5 支援対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百三十五条)に規定する基金をいう。)の拠出

四 支援対象事業者に対する資金の貸付け(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十二条に規定する基金をいう。)の拠出

三 支援対象事業活動支援団体に対する資金の貸付け(対象事業活動支援団体に対する基金(「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

二 支援対象事業活動支援団体(対象事業者に対する資金供給その他の支援を行う団体(以下「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

一 支援対象事業活動支援団体(対象事業者に対する資金供給その他の支援を行う団体(以下「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

八 第二号の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他の当該資金供給その他の支援の対象者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象事業者の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条规定(第一号に規定する短期社債を除く。)及び資金の借入れに係る債務の保証)

六 支援対象事業者に対する金銭債権及び支援

五 支援対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百三十五条)に規定する基金をいう。)の拠出

四 支援対象事業者に対する資金の貸付け(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十二条に規定する基金をいう。)の拠出

三 支援対象事業活動支援団体に対する資金の貸付け(対象事業活動支援団体に対する基金(「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

二 支援対象事業活動支援団体(対象事業者に対する資金供給その他の支援を行う団体(以下「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

一 支援対象事業活動支援団体(対象事業者に対する資金供給その他の支援を行う団体(以下「対象事業活動支援団体」という。)のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。)に対する出資

九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する指導、勧告その他の措置

十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十一 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

十二 対象事業活動を行つて、債権の管理及び譲渡その他の処分

十三 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十四 対象事業活動及び対象事業者に対する資金供給その他の支援を行つて事業活動を推進するため必要な調査及び情報の提供

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十六 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務を営もうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

**第二節 支援基準**

**第二十二条** 農林水産大臣は、機構が対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

二 支援基準は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項

二 農林漁業の安定的な成長発展を図るために必要な対象事業活動支援団体の選定及び監督に関する事項

三 支援基準は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展に資するものとすること。

二 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するものとすること。

三 対象事業者に対する資金供給その他の支援が農林漁業者その他の関係者の意向を尊重しあるものとなるようにすること。

四 農林水産大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林漁業者、農林漁業に関する団体その他の関係者の意見を反映させたものとなるようとする。

五 農林水産大臣は、第一項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聽かなければならない。

六 農林水産大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

2 第二十三条 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び

2 第二十四条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 支援対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 支援対象事業活動支援団体が対象事業者に對し資金供給その他の支援を行わないとき。

三 支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対し、その旨を通知しなければならない。

**第二十五条** 機構は、その保有する支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分等

2 第二十六条 農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構並びに支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 第二十七条 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 第二十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十九条 機構の預金の配当その他の剩余金の処分の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 第三十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第三十一条 政府は、機構に対し資金の貸付けをすることができる。

2 第三十二条 機構は、政府以外の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときには、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 第三十三条 機構は、対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 第三十四条 機構は、農林水産大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 第三十五条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 第三十六条 農林水産大臣は、第八条第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十二条第一項又は第三十一条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

2 第三十七条 農林水産大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

2 第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十九条 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他の法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し

### 第三節 業務の実施

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十五年三月三十日までなければならない。

3 第五章 国の援助等

（国の援助等）

2 第二節 支援基準

2 第二十二条 農林水産大臣は、機構が対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び

2 第二十三条 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び

2 第二十四条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

2 第二十五条 機構は、その保有する支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に係る株式等

2 第二十六条 農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構並びに支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 第二十七条 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 第二十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十九条 機構の預金の配当その他の剩余金の処分の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 第三十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第三十一条 政府は、機構に対し資金の貸付けをすることができる。

2 第三十二条 機構は、政府以外の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときには、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 第三十三条 機構は、対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 第三十四条 機構は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 第三十五条 機構は、農林水産大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 第三十六条 農林水産大臣は、第八条第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十二条第一項又は第三十一条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

2 第三十七条 農林水産大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

2 第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十九条 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他の法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し

